

通学区域制に係る見直し案の検討について

1 速やかに撤廃

(メリット)

- ・ 早ければ早いほど不公平感を感じる生徒数は少ない
- ・ 学区内外で生じている得点差の早期の改善・解消

(デメリット)

- ・ 徳島市内普通科の進学希望が増加、定員超過の恐れ
- ・ 中学での進学指導が困難、不合格者増加の恐れ
- ・ 周辺部高校の定員割れの深刻化、衰退の加速化の恐れ
- ・ 制度変更の混乱が特定の年代に集中する恐れ

2 準備期間（段階的な見直し期間）をおいて、撤廃

(メリット)

- ・ 急激な変更によって生じる課題を、一定程度軽減
 - 入試における「不合格者」の増加抑制
 - 「中学校での進路指導」に与える影響の軽減
 - 入試制度変更に伴う「生徒・保護者の不安・混乱」の軽減

(デメリット)

- ・ 見直し内容によっては、毎年度流入率などの変更がある

【 移行措置 】

○流入率の変更

(メリット)

- ・ 流入率の引き上げは、学区外からの流入生徒数を見込める
→ 中学校の進路指導が比較的行いやすい
- ・ 過去引き上げ時 (R2、R3年度入試) に、大きな混乱はなかった

(デメリット)

- ・ 学区設定による合格最低点の「差」の解消が一気に進められず、一定期間を要する

(具体例)

- ・ 流入率を数%ずつ引き上げ、最終的には学区撤廃
- ・ 高校ごとに流入率を変える

○全県一区校の設定

(メリット)

- ・ 生徒や保護者にとって制度変更が理解しやすい
- ・ 生徒の進路選択の幅が広がる

(デメリット)

- ・ 見直しの効果・影響が特定地域に限定される恐れ
- ・ 見直し直後、当該校の不合格者増大の恐れ
- ・ 志願者数が予想しづらく、中学校の進路指導が困難、受検生や保護者への影響が大
- ・ 制度の浸透に一定の周知期間が必要

(具体例)

- ・ 鳴門、板野からの希望が多いことを考慮、まずは、徳島北高校を全県一区校とし、その後、全県一区校を段階的に増やす

○通学区域の再設定

(メリット)

- ・ 現状の通学区域に不公平感を表明している自治体の意見を反映することができる

(デメリット)

- ・ 新区割りの境界間では、新たな不公平感を招く
- ・ 通学区域を大幅に変更した場合、生徒や学校の混乱を招く
- ・ 募集定員の在り方や学区間の流入率を並行して検討する必要
- ・ 制度の浸透に一定の周知期間が必要

(具体例)

- ・ 重複区域を増やす
- ・ 各学校ごとに区域を設定する

【 準備期間（並行して）検討すべき事項 】

（検討事項）

（課題）

【県立高等学校の募集定員設定の在り方】 【徳島市立高校の流入率など】 【人口減少を踏まえた高校の在り方】 【入試制度の改革】 検討期間：約 1 年、 周知期間：制度変更 2 年前には予告必要 ・ 複数回の受検機会確保（前制度の前期・後期制?） ・ 2 次募集選抜の改善 等 【高校の特色化、魅力化の推進】 検討期間: 約 1 年～1 年半 【遠距離通学（交通手段、経済的負担、寮の整備）】	→ 特に、第 3 学区及び周辺高校の定員設定の在り方 → 徳島市が主体的に判断。他の高校との規模が異なる可能性 → 徳島市周辺の高校は規模の縮小が懸念 第 3 学区以外の地域（西部、南部）に拠点校となる 一定規模（施設・環境整備を含む）の高校が必要 → 以前の入試（H16 年度～H22 年度入試）で前・後期制を実施したが、受検期間の長期化、授業確保が困難などの課題があり、現行制度に変更した経緯 → 県だけではなく、各市町村の協力が必要
---	--

3 撤廃時期（令和 7 年の方針決定と仮定）

（具体例）	○できるだけ速やかな撤廃……………	【令和 8 年度入試】（現中学 2 年生） 【令和 9 年度入試】（現中学 1 年生）
	○調査書（中学 1 年からの成績が記載されること）を考慮……………	【令和 10 年度入試】（現小学 6 年生）
	○中学入試（県立中学・中等教育学校を選択するタイミング）を考慮……………	【令和 11 年度入試】（現小学 5 年生）
	○高校の在り方（特色化・魅力化の促進、高校再編等の状況）を考慮……………	【令和 12 年度入試以降】（現小学 4 年生以下）